



## 2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、埼玉県●●市に居住し、法に基づく保護を受けていた。
- (2) 審査請求人は、令和2年11月10日、処分庁に対し、同年同月9日付けの収入申告書、同年9月及び同年10月の給与明細書を提出した（乙第1号証ないし乙第3号証）。
- (3) 審査請求人は、同年12月25日、処分庁に対し、収入申告書及び同年11月の給与明細書を提出した（乙第4号証及び乙第5号証）。
- (4) 処分庁は、令和●年●月●日付けで、審査請求人に対し、保護を廃止する処分通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、本件処分を行った（甲第4号証）。
- (5) 審査請求人は、同年3月25日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は、審査請求人が訴え続けている発達障害者の就労の困難さを無視し、生活サポートセンターの職員による日常的な侮辱的発言による精神的苦痛に対する問題解決の努力を怠ったものである。
- (2) 本件処分は、収入の増加を理由にしているが、それは、コロナ禍における不安から、精神安定剤の量を増やして無理して行っているものである。
- (3) 障害者の収入が不安定なのに加えて問題ないとする医学的根拠はなんら示されていない。
- (4) 本件処分により、審査請求人は憲法第13条及び第22条第1項を侵害されている。
- (5) 憲法第25条第1項において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としている。ここでいう「最低限度の生活」だけ

を見るならば、審査請求人の収入を元に認定することに異論はない。しかし、「健康で文化的」について、健常人と発達障害者の差異は考慮してしかるべきである。本件において、審査請求人が発達障害者の診断結果を受けたにも関わらず、処分庁は事情を把握しておらず、就労及び生活に関する発達障害に基づいた情報の提供を行わないとする本件処分は不当なものである。

## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、平成28年4月11日から少なくとも処分庁が把握できる令和2年11月まで同じ就労先で就労収入を得ていることを確認している（乙第9号証）。
- (2) 審査請求人の収入申告書から、要否判定を行った月の前3か月間（令和2年9月分給与、同年10月分給与、同年11月分給与）の平均収入充当額と令和2年12月1日の最低生活費との対比により、収入充当額が最低生活費を超えたと判定したものである（乙第7号証）。
- (3) 特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められる場合、保護の廃止ができるという点については、審査請求人は、同じ事業所に4年以上勤務していたこと、審査請求人から郵送された収入申告書の当月分就労収入（見込み）欄から、保護廃止相当の収入充当額が次月も得られる見通しを自ら記していること、保護廃止前6か月の就労収入（賞与も含む）は、その月の最低生活費をいずれも超えていることから、今後も継続した就労が見込めること、直ちに窮迫した状況に陥る可能性は極めて低いと判断したものである。
- (4) 現に生じている需要に基づいた最低生活費と対比する点について、医療費や生活保護廃止後に加入する国民健康保険税の算定もしており、保護廃止要件は満たされていることから、本件処分を行ったものである。

## 第3 理由

## 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとされる（法第8条第1項）。そして、保護の要否及び程度は、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定される（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官）通知第10）。
- (2) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月の平均収入充当額に基づいて行うこととされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第10の2（1））。
- (3) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第25条第2項）。
- (4) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第26条）。
- (5) 法第26条の規定による保護の廃止については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の規定が適用される（法第29条の2）。

## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

本件処分は、生活保護を廃止する不利益処分であるから、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の適用を受ける。

行政手続法が、行政庁が不利益処分をする場合、その名あて人に対し当該処分の理由を示さなければならないとし（同法第14条第1項）、処分を書面でするときは、その理由を書面で示さなければならない（同条第3項）と定める趣

旨が、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、どの程度の理由を提示すべきかについては、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決参照）。

また、提示すべき理由の内容及び程度は、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除き、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと解される（最高裁判所第一小法廷昭和49年4月25日判決参照）。

そうすると、本件処分の理由の記載については、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して、法に規定する要件のうちいずれの要件を満たすと判断したのかを、被保護者が保護廃止決定通知書の記載自体から理解できる程度に具体的に示して行う必要があるというべきである。

しかしながら、本件処分通知書の記載は、まず、本件処分の根拠となる規定が明示されていないだけでなく、「1 廃止した保護の種類」欄には何も記載がない。さらに、本件処分の理由欄には、「世帯主の収入の増加・取得により」とのみ記載されているものである。

そうすると、審査請求人は、本件処分通知書により、本件処分の根拠となる規定や本件処分の対象である保護の種類を知ることができないばかりか、この記載によっては、処分庁が審査請求人について、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して保護の廃止要件を満たすと判断したのか具体的理由を知ることができないというべきである。



したがって、本件処分通知書の記載は行政手続法第14条第1項に規定する理由の提示として不十分というほかはなく、同条第1項ただし書の要件にも当たらない場合であるから、本件審査請求においては、審査請求人に対する手続保障の観点から、本件処分が保護の廃止をするための要件を具備しているか否かの判断を行うことなく、上記の手続上の違法を理由として本件処分を取り消すべきである。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和3年8月18日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕

